

青森県報

第二千五百二十四号

平成十七年
九月二日
(金曜日)

目 次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年・男女共同・参画) 一
飼料の試験の結果の概要……………(畜産) 一

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する
同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活・政策) 二
肥料登録の有効期間の更新……………(食の安全・安心推進課) 二
平成十六年度財団法人青森県会館災害共済事業経営状況
の公表……………(経 理 課) 三

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了……………(農北上・林水地・務産方) 三

選挙管理委員会

政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨の一部
訂正……………(事 務 局) 三

公安委員会

青森県青少年指導委員の委嘱……………(少 年 課) 四

告 示

青森県告示第七百八号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定 番号	種 別	名 称	発行者(製 作者)名	該 当 条 項
二六〇	書籍	裏モノ/JAPAN 九月号	鉄人社	青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当
二六一		レディースコミックタブー 九月号	竹書房	
二六二		恋愛情熱ラブパッション 九月号	一水社	
二六三		プチもも 九月号	近代映画社	
二六四		パソコンパラダイス 九月号	メディアック	

青森県告示第七百九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和二十八年法律第三十五号)
第五十六条第一項の規定により平成十七年八月五日収去させた飼料の試験の結果の概
要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の 名称及び所在地	収去場所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要												違 反 の 内 容	
				粗 たん 白 質 %	粗 脂 肪 %	カ ル シ ウ ム %	リ ン %	粗 織 維 %	粗 灰 分 %	揮 発 性 窒 素 %	水 溶 性 窒 素 %	ペ ク チ ン 率 %	D C P %	T D N %	M E kcal/kg		そ 検 の 他 の 査 水 分 %
中部飼料株式会社 八戸工場 八戸市大字河原木字 海岸24の5	同左	マル中印 肉用牛肥育用配合飼料 きらめき優	17.7	14.7	4.7	0.41	0.58	4.8	4.0					74.2		13.2	
		マル中印 プロイラー肥育前期用配合飼料 ヒナ餌付E	17.7	24.4	4.0	1.05	0.71	1.6	5.9						3,000	12.6	
		マル中印 種豚飼育用配合飼料 ミルパワー	17.8	15.7	4.5	0.97	0.75	3.9	5.7					75.6		13.6	
		マル中印 プロイラー肥育後期用配合飼料 ハービイチプロゴール	17.8	18.1	7.8	0.85	0.52	2.7	4.2						3,270	12.8	
		マル中印 プロイラー肥育後期用配合飼料 桜姫B	17.8	18.5	7.3	0.92	0.55	2.2	4.4						3,210	12.3	

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあたっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があつたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成十七年八月十五日

- 一 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人わいわい福祉相談所
 - 二 代表者の氏名
久保田 開
 - 三 主たる事務所の所在地
三戸郡階上町薮前西六丁目九の一七三五 サンライスカマヤ一〇六
 - 四 定款に記載された目的
この法人は、高齢者やその家族に対して、介護支援に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。
- ~~~~~
- 肥料登録の有効期間の更新
- 肥料取締法（昭和二十五年法律第百一十七号）第十二条第一項の規定により、平成十七年八月二十六日次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により公告する。
- 平成十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号 青森県第 三一八号	肉骨粉	M, B, M	窒素全量 八・〇 りん酸全量 八・〇	その他の 規格	生産業者の 氏名又は 名称及び住所
青森県第 三一九号	乾血及びそ の粉末	B, M, 一	窒素全量 一・二 〇	公定規格 のとおり	三共理化学工業 株式会社 東京都渋谷区 代々木一丁目 五七の六
青森県第 三二〇号	蒸製毛粉	F 一三	窒素全量 一・三 〇	公定規格 のとおり	

平成十六年度財団法人道庁県会館災害共済事業経営状況の公表

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十三条の二第二項の規定により財団法人道庁県会館から平成十六年度の災害共済事業の経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成十七年九月二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 建物共済事業
 - 分担金その他の収入 二、五六八、八一九、六三二 円
 - 災害共済金、経費その他の支出 二、五一六、二三四、四八九 円
 - 正味財産 二、二四一、七七七、五二三 円
- 二 機械損害共済事業
 - 分担金その他の収入 一、一七七、八七二、八五六 円
 - 災害共済金、経費その他の支出 八〇四、八八二、三一八 円
 - 正味財産 六、六四六、〇七〇、五三八 円

出 先 機 関

土地改良事業の工事の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十一条の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十七年九月二日

上北地方農林水産事務所長 小山田 久

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農業用施設災害復旧事業	横 浜 町	平成一七・六・一〇
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"
"	"	"

選 挙 管 理 委 員 会

青森県選挙管理委員会告示第五十八号

平成十五年十月三日青森県選挙管理委員会告示第七十一号（政治資金規正法による政治団体の収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十七年九月二日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

平成十四年分政治団体の収支報告書の要旨の政党の支部のア統括表自由民主党名川町支部の項中

90,669	89,468
89,464	89,464
1,205	4
37,700	
1,200	
1	
5	4
を	訂正する。
37,700	

公安委員会

37,700

青森県公安委員会告示第七九号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第三十八条第一項及び少年指導委員規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）第二条第一項の規定により平成十七年九月一日少年指導委員を委嘱したため、同規則第二条第二項の規定により次のとおり告示する。

平成十七年九月二日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

氏 名	住 所	活 動 区 域
葛西 壽一	弘前市大字大開二丁目七番一三三号	弘前市のうち、弘前駅前周辺（駅前表町、駅前二丁目、駅前三丁目、大町一丁目、大町二丁目、大町三丁目、南大町一丁目、南大町二丁目、南大町三丁目、南大町四丁目、南大町五丁目、南大町六丁目、南大町七丁目、南大町八丁目、南大町九丁目、南大町十丁目、南大町十一丁目、南大町十二丁目、南大町十三丁目、南大町十四丁目、南大町十五丁目、南大町十六丁目、南大町十七丁目、南大町十八丁目、南大町十九丁目、南大町二十丁目、南大町二十一丁目、南大町二十二丁目、南大町二十三丁目、南大町二十四丁目、南大町二十五丁目、南大町二十六丁目、南大町二十七丁目、南大町二十八丁目、南大町二十九丁目、南大町三十丁目、南大町三十一丁目、南大町三十二丁目、南大町三十三丁目、南大町三十四丁目、南大町三十五丁目、南大町三十六丁目、南大町三十七丁目、南大町三十八丁目、南大町三十九丁目、南大町四十丁目、南大町四十一丁目、南大町四十二丁目、南大町四十三丁目、南大町四十四丁目、南大町四十五丁目、南大町四十六丁目、南大町四十七丁目、南大町四十八丁目、南大町四十九丁目、南大町五十丁目、南大町五十一丁目、南大町五十二丁目、南大町五十三丁目、南大町五十四丁目、南大町五十五丁目、南大町五十六丁目、南大町五十七丁目、南大町五十八丁目、南大町五十九丁目、南大町六十丁目、南大町六十一丁目、南大町六十二丁目、南大町六十三丁目、南大町六十四丁目、南大町六十五丁目、南大町六十六丁目、南大町六十七丁目、南大町六十八丁目、南大町六十九丁目、南大町七十丁目、南大町七十一丁目、南大町七十二丁目、南大町七十三丁目、南大町七十四丁目、南大町七十五丁目、南大町七十六丁目、南大町七十七丁目、南大町七十八丁目、南大町七十九丁目、南大町八十丁目、南大町八十一丁目、南大町八十二丁目、南大町八十三丁目、南大町八十四丁目、南大町八十五丁目、南大町八十六丁目、南大町八十七丁目、南大町八十八丁目、南大町八十九丁目、南大町九十丁目、南大町九十一丁目、南大町九十二丁目、南大町九十三丁目、南大町九十四丁目、南大町九十五丁目、南大町九十六丁目、南大町九十七丁目、南大町九十八丁目、南大町九十九丁目、南大町百丁目の区域

（発行所・発行人）青森市長島一丁目一番一号 青森県

（印刷所・販売人）青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭